

7 事業構成Ⅲ ～街路事業～

街路事業の概要

1. 街路事業とは・・・

街路事業は、良好な道路環境の形成や自転車・歩行者の安全な通行、冬期における歩道の確保などを考えた構造で整備し、道路の新設、拡幅、切替え等を行なう事業です。

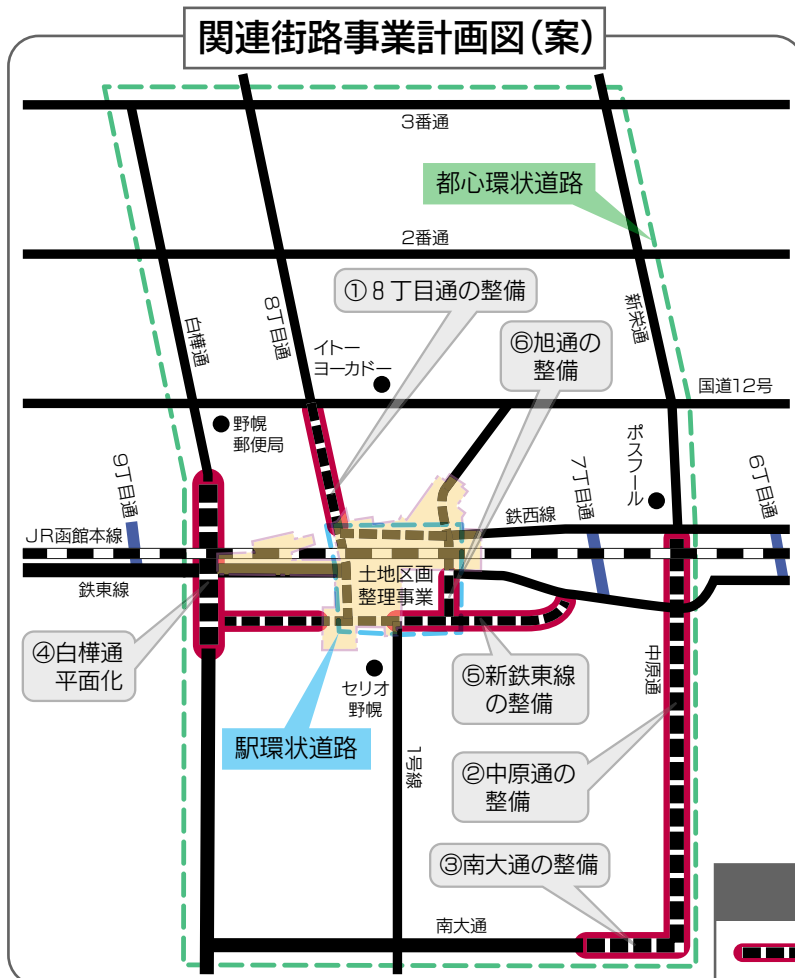
この計画では、「都心環状道路」を形成する道路を整備し、土地区画整理事業や連続立体交差事業と連動して、「駅環状道路」を形成する道路を整備するとともに、駅への連絡をスムーズにするための道路などを整備し、交通バリアフリーも推進していく予定です。

2. 街路事業の整備効果

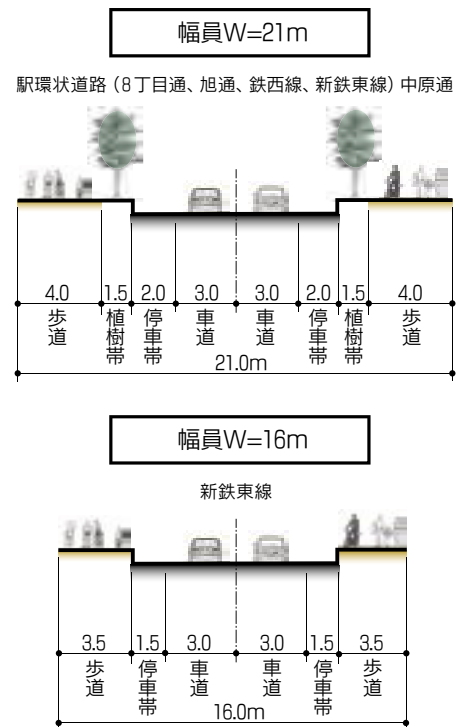
- 南北市街地の連絡が強化されます。
- 道路の機能が明確になり、駅周辺の通過交通が抑制されます。
- 駅周辺道路の交通バリアフリー化が図られます。

3. 計画概要

- 街路事業（事業主体：北海道）
 - ① 8丁目通（L＝約300m、W＝21m）
 - ② 中原通（L＝約1,040m、W＝21m）
 - ③ 南大通（L＝約250m、W＝25m）
 - ④ 白樺平面化（L＝約450m、W＝25～40m）
- 街路事業（事業主体：江別市）
 - ⑤ 新鉄東線（L＝約740m、W＝16、21m）
 - ⑥ 旭通（L＝約110m、W＝21m）
- その他の道路（事業主体：江別市）
 - 6丁目通（L＝約160m、W＝4m／自転車歩行者道）
 - 7丁目通（L＝約160m、W＝6m／自転車歩行者道）
 - 9丁目通（L＝約250m、W＝11m／大型車通行不可）
- 事業期間(予定)：平成18年度～32年度
 ※土地区画整理事業などの進捗に合わせて整備を行う予定です。



幹線街路の代表断面図



凡例

- 街路事業 (Red dashed line)
- 都市計画道路 (整備済) (Black solid line)
- その他の道路 (Blue solid line)